建 築 工 事 監 理 業 務 委 託 特 記 仕 様 書

Ⅰ　業 務 概 要

１．業 務 名 称：（仮称）九戸歯科診療所新築工事設計・監理業務

２．対象施設の概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

（１）施 設 名 称：（仮称）九戸歯科診療所

（２）敷地の場所：九戸郡九戸村大字伊保内地内

（３）施 設 用 途：歯科診療所　令和６年国土交通省告示第８号　別添二　第十号　第１類とする。

（４）予定工事費：１棟　未　定

（５）延 べ 面 積：85 ㎡程度、平屋

３．適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項について適用する。

４．対象工事の概要

本業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は以下のとおりとする。

対 象 工 事 名	場　所	工事概要	工　期	備 考
（仮称）九戸歯科診療所新築工事	伊保内　地内	85 ㎡程度 木造平屋	R10 年 3 月 17 日	（予定）

Ⅱ　業 務 仕 様

特記仕様書に記載されていない事項は、「工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

１．工事監理業務の内容

各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書の定めによる他、調査職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに調査職員と協議するものとする。

１－１　一般業務の内容

（１）工事監理に係る業務

① 工事監理方針の説明等

ⅰ 工事監理方針の説明（一部受注者が行わない業務を除く）

ⅱ 工事監理方法変更の場合の協議（一部受注者が行わない業務を除く）

② 設計図書の内容の把握等
ⅰ 質疑書の検討（一部受注者が行わない業務を除く）
③ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
ⅰ 施工図等の検討及び報告
ⅱ 工事材料、設備機器等の検討及び報告
④ 工事と設計図書との照合及び確認
⑤ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等（一部受注者が行わない業務を除く）
⑥ 工事監理報告書等の提出（一部受注者が行わない業務を除く）

（２）工事監理に関するその他の業務に係る業務
① 工程表の検討及び報告（一部受注者が行わない業務を除く）
② 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
③ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等
ⅰ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告（一部受注者が行わない業務を除く）
ⅱ 工事請負契約に定められた指示、検査等（一部受注者が行わない業務を除く）
④ 関係機関の検査の立会い等（一部受注者が行わない業務を除く）

１－２　追加業務の内容
（１）工事監理に関する追加業務
① 完成図の確認

２．業務の実施
（１）一般事項
受注者は対象施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

（２）適用基準等
本業務については、以下に掲げる技術基準等を適用する。
なお、本業務は公共住宅関連の適用基準を優先する。

① 共　通	（　番　　号　　等　）
・官庁施設の基本的性能基準	（　　）
・官庁施設の総合耐震計画基準	（　　）
・官庁施設の総合耐震診断・改修基準	（　　）
・公共建築工事積算基準	（　　）
・公共建築工事共通費積算基準	（　　）
・公共建築工事標準単価積算基準	（　　）
・建築物解体工事共通仕様書	（　　）
・建築工事における建設副産物管理マニュアル	（　　）
・まちづくりユニバーサルデザイン ガイドライン	（　　）
・いわて公共建築環境配慮指針	（　　）
・工事監督実施要領（案）	（　　）
・改修工事監督実施要領（案）	（　　）
・対象工事の設計図書	（　　）
② 建　築	
・建築工事設計図書作成基準	（　　）
・敷地調査共通仕様書	（　　）

・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）　（　　）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　（　　）
・木造建築工事標準仕様書　（　　）
・建築設計基準　（　　）
・建築構造設計基準　（　　）
・建築工事標準詳細図　（　　）
・擁壁設計標準図　（　　）
・構内舗装・排水設計基準　（　　）
・表示・標識標準　（　　）
・建築工事監理指針　（　　）

③ 設　　備

・建築設備計画基準　（　　）
・建築設備設計基準　（　　）
・建築設備工事設計図書作成基準　（　　）
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）　（　　）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　　）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）　（　　）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）　（　　）
・排水再利用・雨水利用システム計画基準　（　　）
・建築設備耐震設計・施工指針　（　　）
・建築設備設計計算書作成の手引　（　　）
・電気設備工事監理指針　（　　）
・機械設備工事監理指針　（　　）

（３）管理技術者の資格要件

建築士法に基づく一級建築士又は二級建築士とする。

（４）打合せ及び記録

① 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ⅰ 業務着手時

ⅱ 業務計画書に定める時期

ⅲ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

② 受注者は工事監理業務が適切に行われるよう、対象工事ごとに請負者等と定期的かつ密接に連絡をとり、それぞれの施工状況について把握し、それぞれ監理すること。

（５）貸与品等

① 貸与する資料

・対象工事に係る設計図書

② 資料の貸与及び返却

ⅰ 貸与場所：九戸村保健福祉課　　貸与時期：契約締結後

ⅱ 返却場所：九戸村保健福祉課　　返却時期：業務完了時又は別に指定する日

（６）関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査（建築主事等関係官署の検査）に必要な書類の原案を作成し調査職員に提出し、また検査に立会うこと。

（７）業務報告書

業務報告書は、次の構成を基本とする。ただし、調査職員と管理技術者協議のうえの決定はこの限りではない。

① 月間業務計画表
② 月間業務実施表
③ 報告書

請負者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、必要事項を詳細に記載するとともに、報告書・提案書に請負者等に対し報告すべき事項および提案事項を簡潔に記載する。

④ 打合せ記録簿
⑤ 月報
⑥ 日報